

N a g o y a まちなか景観認定制度実施要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号）第8条に基づき本市が定めた名古屋市景観計画の第6章（2）に掲げる取り組みの推進にあたり実施するN a g o y a まちなか景観認定制度（以下「認定制度」という。）について、必要な事項を定め、都市景観形成地区における積極的な景観まちづくりの取り組みを認定し、広く周知することにより、より良好な景観形成を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観形成地区 名古屋市景観計画で指定する地区をいう。
- (2) 広場空間 人々が集まり、休息し、交流する目的で整備された屋外の空間をいう。
- (3) 推奨項目 別表第1の各項に掲げるもので、都市景観形成地区においてより良好な景観形成に資することを目的として本市が推奨する項目をいう。
- (4) 景観アドバイザー 景観アドバイザー設置等要綱（昭和59年10月5日施行）に基づき設置された委員をいう。

(認定基準)

第3条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「認定基準」という。）を満たす建築物、工作物又は広場空間（以下「建築物等」という。）について、都市景観形成地区への配慮及び周辺の街並みとの調和等を総合的に勘案して認定するものとする。認定は、都市景観形成地区ごとに行うものとし、原則、一敷地につき1件とする。ただし、一敷地に複数の都市景観形成地区が含まれる場合は、各地区について認定できるものとする。

- (1) 敷地面積（工作物の場合は、敷地の用に供する土地の面積。以下同じ。）が500平方メートル未満の建築物又は工作物 推奨項目のうち、3項目以上を満たすこと。
- (2) 敷地面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の建築物又は工作物 推奨項目のうち、5項目以上を満たすこと。
- (3) 敷地面積が3,000平方メートル以上の建築物又は工作物 推奨項目のうち、6項目以上を満たすこと。
- (4) 広場空間 推奨項目のうち、別表第1第1項及び第6項を満たし、かつ、これら以外の推奨項目から1項目以上を選択し、合計3項目以上を満たすこと。

(認定申請を行うことができる者)

第4条 認定制度による認定の申請は、推奨項目を定めた都市景観形成地区内の建築物等の所有者（所有者となる予定の者を含む。）若しくは管理者又は建築物等の借借人等で当該建築物等の所有者から認定を受けることに関して同意を得た者が行うことができる。

(景観アドバイザー相談)

第5条 前条に定める者のうち、認定を申請しようとする者（以下「認定申請者」という。）は、認定の申請に先立ち、N a g o y a まちなか景観認定景観アドバイザー相談書（第1号様式）に第7条第2項各号に定める図書又は書面の案を添えて、景観アドバイザーに相談を行うものとする。

(事前協議)

第6条 認定申請者は、認定の申請に先立ち、N a g o y a まちなか景観認定事前協議書（第2号様式）に次条第2項各号に定める図書又は書面の案を添えて、市長に提出し、第3条に定める認定基準への適合について事前協議をすることができるものとする。

(認定の申請)

第7条 認定申請者は、認定基準に係る推奨項目の内容に取り組んだ後、認定を申請することができる。

2 認定申請者は、前項の規定により認定を申請しようとする場合は、N a g o y a まちなか景観認定申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) チェックリスト（第4号様式）

(2) 付近見取図

(3) 敷地及び周辺状況が分かる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

3 認定申請者は、第1項に定める申請に際して、第9条の規定を遵守する旨を記載した認定を受けようとする建築物等の維持管理に関する誓約書（第5号様式）を、市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項に定める申請があった場合は、その内容について審査を行い、認定する場合には、N a g o y a まちなか景観認定証（第6号様式）により認定申請者に通知するものとする。この場合において、認定申請者は別紙第1に掲げる認定ロゴの電子データを使用することができるものとする。

5 市長は、前項に定める審査の結果、認定を適当でないと認める場合にあっては、N a g o y a まちなか景観不認定通知書（第7号様式）により、認定申請者に通知するものとする。

(認定の辞退)

第8条 認定申請者は、前条第4項に定める認定の通知を受けた後に、認定基準に適合した状態を維持できなくなった場合その他やむを得ない理由により認定を継続できなくなったときは、N a g o y a まちなか景観認定辞退届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める辞退の届出があったときは、当該認定は、その届出の日以後、効力を失うものとする。

(維持管理等)

- 第9条 第7条第4項の規定により認定の通知を受けた者(以下「認定者」という。)は、認定の対象となった建築物等を認定基準に適合するよう維持管理するものとする。
- 2 認定者は、当該建築物等の譲渡、貸与等をする場合においては、認定基準に適合するよう維持管理が必要である旨を、譲渡、貸与等を受ける者に明示するものとする。

(増築等)

- 第10条 認定者は、認定の対象となった建築物等について、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替、用途の変更、外観の色彩の変更又は外構の変更(緑化やベンチ等の工作物の設置を含む。)(以下「増築等」という。)をしようとする場合において、その内容が認定基準に係るものであるときは、改めて、第7条に定める認定を申請しなければならない。ただし、軽微な変更で認定基準に影響を及ぼさないものについては、この限りでない。
- 2 前項の規定により、増築等について認定の申請があった場合において、市長が当該申請に係る認定をしたときは、その認定をした時点をもって、従前の認定の効力は失われるものとする。

(指導)

- 第11条 市長は、認定した建築物等の状態が認定基準に達していないと認めた場合、認定者に対して、建築物等の状況を是正するよう指導することができる。

(現状報告等)

- 第12条 認定者は、本市から現状報告等について依頼を受けたときは、これに協力しなければならない。

(公表)

- 第13条 市長は、認定者の同意があった場合、認定の状況を公表することができる。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

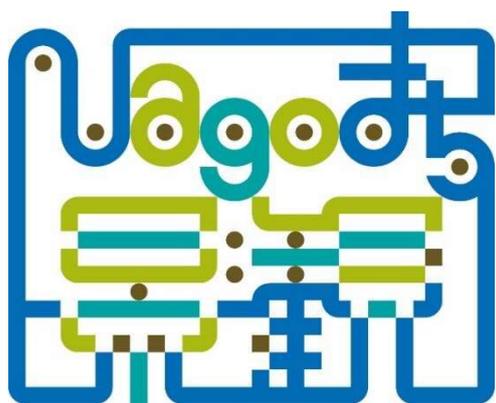
別表第1 推奨項目

広小路・大津通都市景観形成地区

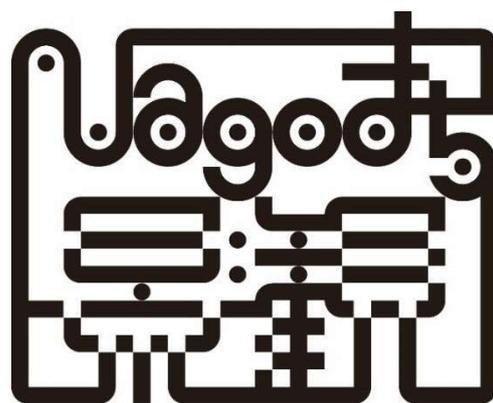
項	推奨する項目		内容
(1)	地上部	Nago まちテラス	主要道路（名古屋市景観計画で指定する道路。以下同じ。）の沿道部分に「まちに開かれた居心地が良く滞在したくなる空間（通称「Nago まちテラス」）」となる高質な空間を整備し、通年を基本として安全面に考慮した適切な管理を継続的に行う。
(2)		夏・冬の快適性	主要道路の沿道部分に、真夏や真冬に対応した居心地が良く滞在したくなる空間を整備し、夏や冬の期間を基本として安全面に考慮した適切な管理を行う。
(3)	低層部 (1・2階部分)	オープン化	主要道路に面する1階部分は、ヒューマンスケールに配慮した小割り構成とし、にぎわいの連続性を図るとともに、各店舗から直接アクセスできる開口部を設け、沿道に対して開かれた空間とする。
(4)		可視化	主要道路に面する低層部の開口部は、建築物内部の活動やにぎわいがまちへにじみでるよう、各階ごとの壁面面積に対して2分の1を超える割合でガラス張りなどの可視化を行う。
(5)		ショーウィンドー	主要道路に面する低層部に、質の高いデザインと品位ある演出の工夫をしたショーウィンドーを設ける。
(6)	にぎわい形成	活動空間	地域の活性化や地域コミュニティの形成に寄与する活動ができる空間を創出する。
(7)		SRTとの調和 (広小路通区域のみ)	SRTと調和した景観形成や活用を行い、SRTが走る都心風景の魅力を高める沿道デザインとする
(8)	形態・意匠・色彩	展望スペース	街並みを展望できる憩い・滞在空間を創出する。
(9)		サンクンガーデン	立体的な回遊性を高める空間を創出する。
(10)		自然素材	風格ある街並みの形成に寄与する、石材やタイル、レンガなどの自然素材を低・中層部の外観に使用する。
(11)	形態・意匠・色彩	色彩[納屋橋周辺] (広小路通区域のみ)	納屋橋周辺では、外観に以下のすべてを満たす色彩を効果的に取り入れる。 ・色相5R～10YR ・中・高明度（JIS Z8721に定める明度で、5以上を目途） ・低彩度（JIS Z8721に定める彩度で、6以下を目途）
(12)		色彩[大津通] (大津通区域のみ)	大津通区域における中・高層部の外観に使用する色彩は、低明度としない（JIS Z8721に定める明度で、7以上8.5以下を目途）。

(13)	緑化	<p>より質の高い緑化による沿道景観を形成するため、以下の事項を取り入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地被類のみでなく、低木、中木、高木を組み合わせ、歩行者から視認されるよう面的、立体的な緑化を行う。 ・主要道路に面する部分では、緑が途切れることなく感じられるよう連続的に配置する。
(14)	夜間景観	<p>より質の高い夜間景観を演出するため、以下の事項を取り入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物外部から視認できる低層部の内部、外観及び外構の照明は温かみを感じられる色温度を基調とする。 ・建築物内部の照明や外観を魅せる照明、外構の照明などを組み合わせ、照明による演出を工夫する。
(15)	都市景観重要建築物など (広小路通区域のみ)	都市景観重要建築物などの外観を保存する。
(16)	広告物	建築物に設置する広告物の総量や位置、形態、大きさ、色彩などをトータルでデザインする。
(17)	創意工夫	より質の高い景観形成を図るため、街並みと調和するもので、創意工夫を凝らした取り組みを行う。

別紙第1 認定ロゴ



カラー版



モノクロ版